

地域再生基本方針の改訂について（概要）

1. 「地域の知の拠点再生プログラム」の反映

「2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」において、プログラムの基本的考え方を明記
プログラム登録施策のうち「地域再生計画と連携した施策（11 施策）」を地域再生の支援措置として追加
プログラム登録施策のうち「地域と大学等の連携による地域再生の取組の支援に資する施策の推進（15 施策）」を「4 地域再生に資する分野別施策の推進」に位置付け

2. 支援措置の追加

- ・地域再生計画と連携した施策として以下の2 事項を追加
先買い土地の用途範囲の拡大（国土交通省、総務省）
広域市町村が連携して行う事業に対する支援（経済産業省）

3. 提案募集のスケジュール

- ・平成18 年6 月を目途に提案募集を行うことを明記

4. 認定申請のスケジュール

- ・平成18 年5 月、9 月、平成19 年1 月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途内閣府が定めることを明記